

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>住民基本台帳カード</u>の利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 住民基本台帳カード <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた</u>住民基本台帳カードをいう。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第4条 前条各号に掲げるサービスを利用することができる者は、本市において<u>住民基本台帳カード</u>の交付を受けている者とする。ただし、次に掲げる者は、当該サービスを利用することができない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第12項の規定に基づき、住民基本台帳カード</u>の利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 住民基本台帳カード <u>法第30条の44第1項に規定する</u>住民基本台帳カードをいう。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第4条 前条各号に掲げるサービスを利用することができる者は、本市において<u>法第30条の44第3項の規定により住民基本台帳カード</u>の交付を受けている者とする。ただし、次に掲げる者は、当該サービスを利用することができない。</p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。